

## オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、奈良県広域消防組合契約規則（平成26年規則第33号）（以下、「規則」という。）第16条の規定に基づき行う契約手続きにおいて、オープンカウンター方式の見積合わせを実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「オープンカウンター方式」とは、随意契約において契約の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する契約希望者から見積書を徴取し、契約の相手方を決定する方式をいう。

### (対象となる案件)

第3条 オープンカウンター方式の対象とすることができる案件は、1件の契約に係る予定価格が10万円を超え規則第16条第1項に規定する金額以下の契約案件であり、かつ、奈良県広域消防組合競争入札等参加資格者名簿の内、消防長が指定する登録リストを用いて業者選定を行う場合とする。

### (参加者の資格)

第4条 オープンカウンター方式に参加できる者は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を満たす者とする。

- (1) 奈良県広域消防組合の入札に参加する者として登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 奈良県広域消防組合において入札参加資格者指名停止及び入札参加資格保留の期間中の者でないこと。

### (対象案件の公開)

第5条 オープンカウンター方式の対象となる案件の公開は、奈良県広域消防組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載により行う。

- 2 公開する事項は、契約案件名、仕様書、参加資格要件その他必要な事項とする。

### (同等品の承認)

第6条 仕様書に例示品を提示している場合は、同等品による参加をすることができる。

- 2 同等品を指定して見積書の提出を希望する者は、案件ごとに定めた期間内に、消防長が指定する方法により同等品の申請を行い、承認を得た後に見積書を提出するものとする。

(質疑書の提出等)

第7条 オープンカウンター方式による見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、仕様等に関して質疑があるときは、質疑書を提出することができる。

- 2 質疑書は、案件ごとに定めた期間内に、消防長が指定する方法により当該案件の発注部署へ提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された質疑書への回答は、ホームページに掲載するものとする。

(見積書の提出)

第8条 見積参加者は、案件ごとに定める期間内に、原則として郵送の方法により発注部署へ見積書を提出しなければならない。

- 2 見積書に記載する金額は、原則として税抜価格とする。
- 3 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。

(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のなした入札
- (2) 記名押印を欠く見積書
- (3) 見積書の重要な文字の誤脱等により、必要な事項を確認できない見積書
- (4) 鉛筆又は消せるボールペンを使用して記入された見積書
- (5) 同一見積者が提出した2以上の見積書
- (6) 見積金額を訂正した見積書又は判断し難いと認められる見積書
- (7) 見積合わせに関して談合等の不正行為をなした者の見積書
- (8) その他見積条件に違反した見積書
- (9) 見積書到着期限を超えて受理した見積書
- (10) 管理者が指定する様式以外の見積書
- (11) 錯誤による見積書

(契約の相手方の決定)

第10条 消防長は、有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって提出をした者を落札者として決定し、契約の相手方とするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の決定から契約を締結するまでの間に、前項の落札者が参加資格要件を満たさなくなったとき、又は仕様書等で指定する契約条件に違反していることが判明したときは、前項の決定を取り消すことができる。
- 3 契約の相手方を決定後、当該決定を取り消したときは、次順位者を契約の相手方として決定する。
- 4 契約の相手方となるべき同価格の見積を行った者が2人以上あるときは、くじ引きで決定する。

5 見積書を開封した結果、予定価格に達する見積書の提出がない場合は、最低価格を提示した見積参加者と随意契約の交渉を行うことができる。

(結果の公表)

第11条 オープンカウンター方式による見積合わせの結果については、ホームページへの掲載により公表するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に実施する契約手続について適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。